

平成24年 第2回定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第6号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について

..... 1

平成24年10月5日

総 務 部

## 議案第6号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正内容

東日本大震災にかかる危険作業手当の特例措置について、新たに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内における作業が見込まれることとなったため、手当の区分として同敷地内における作業を追加し、手当の上限額を現行の日額6,600円から日額40,000円に改正します。

なお、各区分の手当額については、人事委員会規則で規定されます。

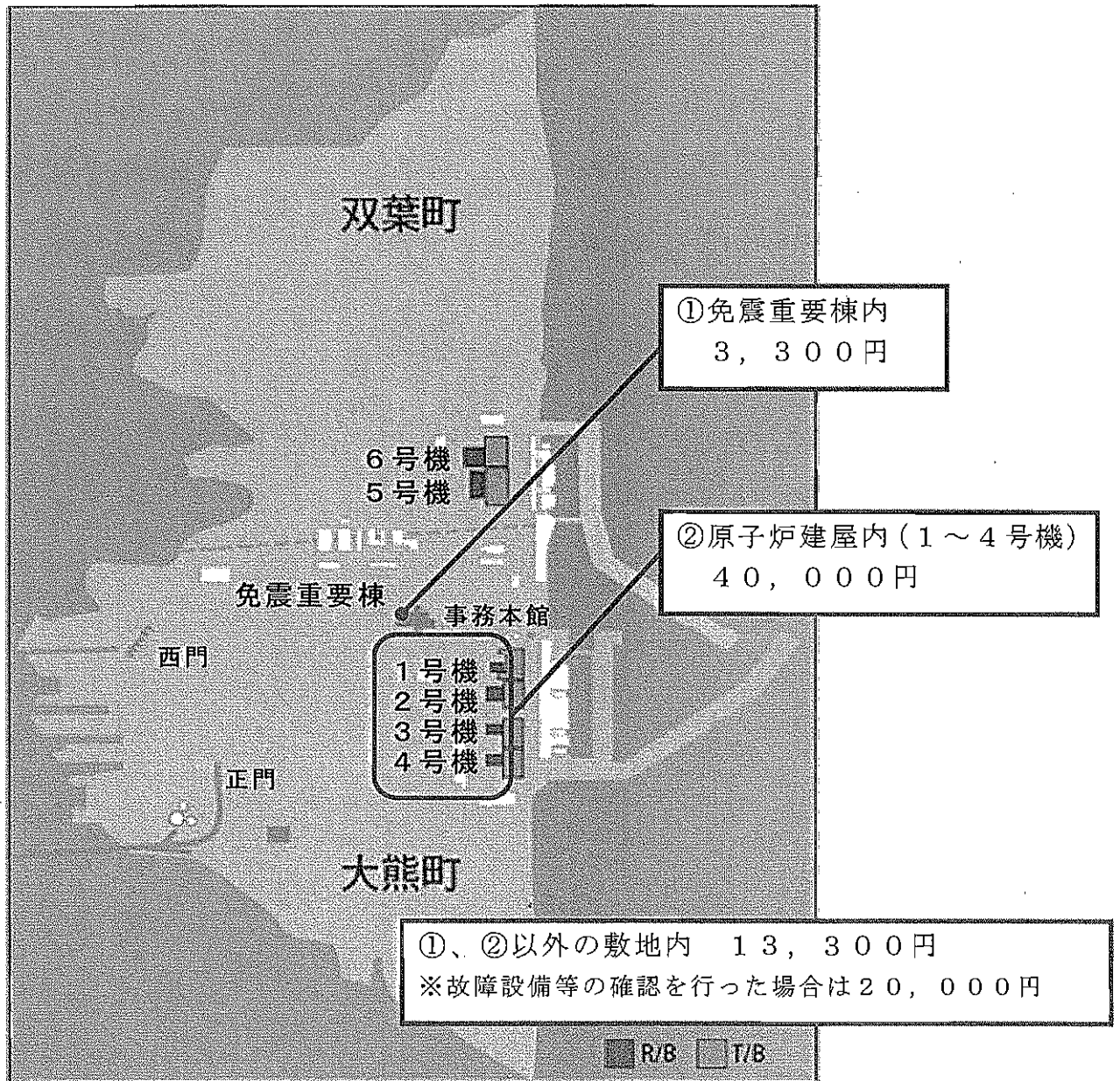
#### 区分（作業区域）の概要

現行（平成24年6月改正）	改正後
第1号 帰還困難区域	第1号 福島第一原子力発電所の敷地内
第2号 居住制限区域	第2号 帰還困難区域
第3号 警戒区域	第3号 居住制限区域
第4号 計画的避難区域	第4号 警戒区域
	第5号 計画的避難区域

#### 2 施行期日

公布日から施行

(参考) 改正案の第一号(福島第一原子力発電所の敷地内)の手当額  
※国の規定と同様とした場合の詳細区分及び額



※ R/Bは原子炉建屋、T/Bはタービン建屋を指す。

※ 配置図は「国会事故調報告書」より引用した。

ただし、施設名称については見やすいように加工してある。